

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	江東区
4. 届出番号	21
5. 独自利用事務の事例番号	67-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.koto.lg.jp/010151/dokuziriyou.html

執行機関名 江東区長

障害児の育成に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	江東区児童育成手当条例(昭和46年10月江東区条例第36号)による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの(障害手当に限る)
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成27年12月江東区条例第45号) 別表第1第19の項 江東区児童育成手当条例(昭和46年10月江東区条例第36号)による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの(障害手当に限る)
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)第1条	江東区児童育成手当条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、児童について児童育成手当(以下「手当」という。)を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		江東区児童育成手当条例(昭和46年10月江東区条例第36号) 江東区児童育成手当条例施行規則(昭和46年10月江東区規則第40条)